

山梨県組合等土地区画整理事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 知事は、都市計画区域内における公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るため、土地区画整理組合等（以下「組合等」という。）が施行する土地区画整理事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年6月20日山梨県規則第25号、以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象事業）

第2条 補助金の対象となる事業は、「土地区画整理補助事業の執行について」（平成15年5月27日国土交通省国都市第67号）の組合等区画整理補助事業実施要領第5に定める採択基準に適合し、社会資本整備総合交付金を受けて組合等が施行する事業とする。

（補助基本額）

第3条 補助基本額は、事業の総事業費から次の各号に掲げるものを減じた額とする。ただし、施行地区内の原則として幅員12メートル以上の都市計画道路（広場を含む。）の用地買収方式事業費の額を限度とする。ただし既成市街地内（D I D地区内又はD I Dに隣接する地区）の事業にあつては、8m以上の都市計画道路の用地買収方式事業費の額を限度とする。また、「土地区画整理補助事業の実施細目の改訂について」（平成15年6月10日国土交通省国都市第85号）の組合等区画整理補助事業実施細目第4に規定する実施計画協議において承認を得た事業は、上記都市計画道路に加えて事業区域内の区画道路等の用地買収方式事業費を補助基本額に含めるものとする。

（D I D地区：直近の国勢調査に基づく人口集中地区）

（1）保留地処分金

（2）公共施設管理者負担金等

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする組合等は、規則第4条の規定により補助金交付申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 知事は、規則第7条の規定により補助金の交付を決定したときには、補助金交付決定(変更)通知書(様式第2号)により、補助金の交付を申請した組合等に通知するものとする。

(補助金額の変更)

第6条 組合等は、補助金額の変更をしようとするときには、変更申請書(様式第3号)を提出しなければならない。

(事業の執行)

第7条 組合等は、事業の執行にあたり請負その他の契約を締結する場合には、地方自治法第234条以下の規定に準じて行わなければならない。

(実績報告書)

第8条 組合等は、補助金に係る事業が完了したときには、速やかに実績報告書(様式第4号)に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。また、補助事業等が完了しない場合において補助金の決定に係る県の会計年度が終了したときも同様に実績報告書を提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付するものとし、様式及び記載方法は、「都市局所管補助事業の実績報告の取扱いについて」(昭和45年6月23日付け建設省都総発第171号)に定める例によるものとする。

(1) 発生物件積算調書

(2) 材料積算調書

(3) 備品積算調書

3 第1項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了の日から起算して1ヶ月

を経過した日又は補助金等の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに行うものとする。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、規則第13条の規定により補助金の額を確定したときには、補助金確定通知書(様式第5号)により、実績報告書を提出した組合等に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 組合等は、補助金の額の確定通知を受けた場合、遅滞なく補助金請求書(様式第6号)を知事に提出するものとし、知事は、請求書を受けて補助金を交付するものとする。

ただし、知事が必要と認めるときは、交付決定額の90パーセント以内を概算払いすることができる。

2 組合等は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払い請求書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(残存物件)

第11条 組合等は、補助を完了した場合において補助金の対象となった機械器具、仮設物その他の備品(以下「備品」という。)及び材料が残存するときは、備品及び材料の残存価格(補助事業における残存物件の取扱いについて昭和34年3月12日付け建設省発会第74号・記2(5)の規定により算出した額をいう。)に補助の対象となった経費に対する補助金の割合を乗じて得た金額を県に納付しなければならない。ただし、知事の承認を得て同種の補助事業に備品及び材料を継続して使用する場合には、この限りでない。

(書類の整備等)

第12条 組合等は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければ

ならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助の完了の日の属する会計年度の翌年度から五年間又は組合が解散する日まで保管しなければならない。

(書類の経由)

第13条 規則及びこの要綱により知事に提出する書類は、当該組合等を管轄する市町村長及び県の建設事務所を経由するものとする。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から適用する。

附 則

本改正後の要綱は、平成10年4月1日から適用する。

附 則

本改正後の要綱は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

本改正後の要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

本改正後の要綱は、平成22年10月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

様式第 1 号 補助金交付申請書

様式 1 - 1

第 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 氏 名 印

平成 年度組合等土地区画整理事業補助金交付申請書

このことについて、山梨県組合等土地区画整理事業補助金交付要綱
第 4 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

補助基本額	補助金交付申請額
円	円

- (備考) 1 様式 1 - 2 をあわせたものが申請書である。
- 2 工事設計書 (本工事費内訳表) ・ 委託設計書 (明細表) 等の写し
・ 補助に係る内容を示した図面 (A 4 版) を添付する。
- 3 収支予算書またはこれに代わる書類を添付する。

(単位：千円)

事業名	山梨県組合等土地区画整理事業		
組合の名称	〇〇市 △ △ 土地区画整理組合		
交付申請額	種別	補助基本額	補助金額
	交付金等	100,000	100,000
補助事業の経費の配分及び施行内容			
	事業費	施行内容	
本工事費			
補償費			
換地諸費			
その他			
事業費	100,000		

- (備考) 1 「交付申請額」欄の種別は、交付金・地方特定道路等と記載。
2 「経費の配分」欄のうち、必要のない費目は削除してよい。

(建設事務所経由)

都計 第 一 号
平成 年 月 日

殿

山梨県知事

印

平成 年 組合等土地区画整理事業補助金
交付決定(変更)通知書

平成 年 月 日付け第 号で交付(変更)申請のあった
このことについては、次のとおり交付することに決定したので山梨県組
合等土地区画整理事業補助金交付要綱第5条の規定により通知する。

- 1、補助金の交付決定額は、 円とする。
- 2、この補助金の対象となる事業、その内容及びこれに要する経費の配
分は、交付申請書記載のとおりとする。
- 3、補助金の交付条件は、次のとおりとする。
 - (1) 補助事業の実施について、次の各号の一に該当する場合はあらか
じめ知事の承認又は指示を受けなければならない。
 - イ・補助事業を中止し、又は廃止するとき。
 - ロ・補助事業が予定の期日内に完了しないとき、又は事業の遂行
が困難となったとき。
 - (2) 補助事業が完了した場合において、機械、器具、仮設物、その他
の備品及び材料が残存するときは、知事の承認を受けて同種の他
の補助事業に使用する場合を除き、当該物件の残存価格に当該補
助事業に係る補助率を乗じて得た金額を返還しなければならない。
 - (3) 本補助金について、当該地方公共団体の歳入歳出予算における予
算科目別の計上金額を明らかにする調書を作成しておかなければ
ならない。

様式第2号
(様式2-1)

第 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 氏 名 印

平成 年度組合等土地区画整理事業補助金の繰越申請書

平成 年 月 日付け都計第 号にて交付決定を受けた標記補助金につきましては、下記のとおり事業が完了せず、繰越といたく申請します。

1 地区の名称

2 繰越額の内訳

	交付決定額	支出予定額	繰越申請額
補助基本額			
補助金			

3 繰越理由

4 事業完了の見込年月日

(備考) 本様式は、国庫補助金に関する繰越手続きに合わせ申請する。

様式第2号
(様式2-2)

第 号
平成 年 月 日

申請者 氏 名 殿

山梨県知事 印

平成 年度組合等土地区画整理事業補助金の繰越承認書

平成 年 月 日付け 第 号にて申請のあった標記補助金の繰越については、下記のとおり承認したので通知する。

1 地区の名称

2 繰越額の内訳

	交付決定額	支出予定額	繰越承認額
補助基本額			
補助金			

3 繰越承認年月日

第 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 氏 名 印

平成 年度組合等土地区画整理事業補助金交付決定変更申請書

平成 年 月 日付け都計第 一 号をもって交付決定を受けたこのことについて交付決定の内容等を、次のとおり変更したいので申請します。

1、変更の内容

補助金額、経費の配分、内容の変更等

2、変更の主たる理由

(備考) 1 様式1-2をあわせたものが申請書である。

2 変更前を赤、変更後を黒で表示する。

第 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 氏 名 印

平成 年度組合等土地区画整理事業完了実績報告書

平成 年 月 日付け都計第 号をもって補助金の交付決定を受けた事業が完了したので、山梨県組合等土地区画整理事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添え次のとおり報告します。

1、地区の名称

2、補助金の交付決定額及び精算額

	交付決定額	精算額	繰越額
補助基本額			
補助金			

3、添付書類

契約書類の写し・工事設計書（本工事費内訳表）・
委託設計書（明細表）・完了検査等の写し・関係写真
備品及び材料が残存するときは、その関係書類
収支決算書

（備考）1 本様式に「都市局所管補助事業等の実績報告書の取扱いについて」（昭和45年6月23日建設省都総発第171号）に規定する「箇所別表」をあわせたものが、実績報告書である。

第 号
平成 年 月 日

申請者 氏 名 殿

山梨県知事 印

平成 年度組合等土地区画整理事業補助金確定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で実績報告のあった上記
事業補助金については、山梨県組合等土地区画整理事業補助金交付要綱
第9条の規定により、下記のとおり確定したので通知する。

記

- 1 交付決定補助金額
- 2 交付済補助金額
- 3 確定補助金額

第 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 氏 名 印

平成 年度組合等土地区画整理事業補助金請求書

平成 年 月 日付け都計第 号をもって補助金の額の確定を受けた上記事業について、山梨県組合等土地区画整理事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり請求します。

1. 地区の名称

2. 支払請求額 金 円

補助金交付決定額 (A)	受領済額 (B)	今回請求額 (A - B)	摘 要
円	円	円	

3. 支払方法等

振込先金融機関	預金種別	口座番号	住 所 氏 名

第 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 氏 名 印

平成 年度組合等土地区画整理事業補助金請求書

平成 年 月 日付け都計 第 号で交付決定のあった上記補助金について、山梨県組合等土地区画整理事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により、次のとおり請求します。

1、地区の名称

2、概算払い請求額 金 円

3、内 訳

補助金交付 決定額 ①	既概算交付額 ②	差引額 ① - ② = ③	今回概算請求額 ④	備 考

4、概算払い請求の理由

5、支払方法等

振込先金融機関	預金種別	口座番号	住 所 氏 名